

豊中市マチカネポイントアプリバナー広告募集要領

豊中市マチカネポイントアプリにおける有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、次のとおり豊中市マチカネポイントアプリトップページに掲載するバナー広告を募集します。

1. 広告掲載箇所・件数

マチカネポイントアプリトップページ（最大 10 枠）



赤枠の位置に表示
複数の広告がある場合は、
5秒ごとに自動で切り替わります。
原則申込受理順に表示します。

2. アプリ登録アカウント、利用回数

累計アカウント数：約 148,000 アカウント（令和 7 年 5 月末時点）

利用回数：140,000 回程度/月※

※アプリを利用してポイントの取得・店舗での決済がされた回数。加盟店検索やお知らせの確認など、ポイントの取得や利用を伴わないアプリの閲覧回数は含みません。

また、参考値であり毎月のアクセスを保証するものではありません。

3. 広告掲載料

1 枠あたり 30,000 円/月額（消費税込み）

広告掲載料は、広告掲載の決定後、市が指定する期日までに掲載期間分の掲載料を一括で納入していただきます。

納入された広告掲載料は、広告主の責めによらない理由により広告が掲載できなくな

った場合を除き、還付しません。

4. 広告掲載期間

広告掲載開始日が属する年度の3月31日を終期とし、原則1か月単位での掲載となります。(複数月をまたいだ掲載も可能です。)

掲載開始日は指定していただくことができます。掲載開始は原則として掲載開始日の9時からとします。

※1か月の単位は、広告の掲載を開始する日(以下「指定日」という。)から翌月の指定日の前日までとします。

5. バナー広告の規格

サイズ	縦 200 ピクセル×横 750 ピクセル
ファイル形式	JPEG または PNG (GIF アニメーション不可)

※バナー画像から、広告主の指定するウェブサイトへリンクさせることが可能です。

バナー画像からウェブサイトへリンクする場合、リンク先のウェブサイトには広告主の名称、連絡先が掲載されている必要があります。



※アプリで表示される際には角が丸くなって表示されます。上図イメージの4隅の赤色部分は表示されないためご注意ください。

6. 広告掲載基準

要綱の規定を遵守し、市が掲載を認めた場合に掲載します。

※要綱の規定はバナー画像のほか、バナーからリンクするウェブサイトの内容においてもWEBページの性質上可能な範囲かつ社会通念上合理的な範囲内で全部または一部を準用します。

7. 申込方法

申込にあたっては必ず要綱をご確認のうえお申込みください。

- (1) 豊中市ホームページから申込書をダウンロードして記入のうえ、バナーの画像を添付して広告掲載開始希望日の概ね1か月前までに豊中市産業振興課までメールにて提出してください。
※広告の内容によっては審査に時間を要する場合があります、希望の掲載開始日から掲載ができないことがあります。できるだけ早めにご提出ください。
- (2) 豊中市産業振興課において、申込内容を審査し、広告掲載の決定通知を申込者に送ります。
- (3) 指定された期日までに広告掲載料を一括で納入してください。
- (4) 掲載料の入金確認後、掲載開始日よりバナー広告を掲載します。

8. 広告掲載の取消

要綱の規定に抵触する場合は、広告掲載を取り消すことがあります。この場合においても、納入された広告掲載料は還付しません。

9. 広告掲載内容の変更について

広告主は、掲載期間中の掲載内容変更について、変更申込書の提出により申し出ることができます。変更内容によっては変更に応じられないこともありますので、変更を希望する場合は変更適用希望日の1か月前までに市に相談してください。

10. その他

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から広告に関して損害を被った旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。
- (3) 広告主は、広告のリンク先の内容を変更したときは速やかに市へ報告してください。

11. 問い合わせ先

豊中市都市活力部産業振興課

〒561-8501

豊中市中桜塚3-1-1

電話：06-6858-2188

メール：sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp